

令和6年度地域計画の策定に向けた研修会開催業務委託仕様書（案）

1 件名

令和6年度地域計画の策定に向けた研修会開催業務

2 業務の目的

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和6年度末までの限られた期間で地域計画の策定を進めるため、地域計画の作成主体である市町村や関係機関・団体等の職員を対象に、地域計画策定のノウハウの習得を目的に研修会を開催する。

3 委託業務内容

委託業務として、以下（1）～（2）の業務を行うこと。

（1）地域計画の策定に向けた研修会の開催

期限内（令和7年3月末まで）に地域計画の策定ができるよう、下記のとおり研修会を開催すること。

実施時期：契約締結の日から令和6年10月31日までの間

実施回数：3回

実施場所：福島県の中通り、浜通り、会津地方の福島県が指定する場所

実施期間：各回2日間（1日5時間×2日＝10時間）

受講対象：市町村、市町村農業委員会、関係機関・団体及び県の地域計画の策定業務に携わる職員等

受講人数：各回40名程度

研修方式：対面型

研修内容：・期限内に地域計画を策定するポイントなどについて研修すること。

・期限内に地域計画を策定するための地域の協議の場（話し合い）の持ち方や意見の引き出し方などについて研修すること。

・期限内に地域計画を策定のための地域計画（目標地図）のまとめ方などについて研修すること。

・演習を交えながら、参加者のスキルの向上を図るわかりやすい研修とすること。

※ なお、受講対象に対する研修会の案内文書の送付及び開催場所の確保、研修会当日の必要な備品（プロジェクター、スクリーン及びホワイトボード）の準備については、必要な範囲で県が行うこととし、それに係る経費についても、福島県が負担する。

（2）地域計画の策定に係る質問等への対応

研修受講者からの研修内容に係る質問や相談等について、委託期間を通じて対応す

ること。

4 成果品

委託契約書に定める成果品は次のとおりとする。電子データ（Word 形式、PowerPoint 形式あるいは PDF 形式）及び印刷物（2 部）を納品すること。

- (1) 上記 3 の実施結果をまとめた報告書
- (2) その他、福島県が必要と判断したもの。

5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、福島県が必要と判断したものについて福島県の指定する日までに提出しなければならない。

6 委託業務実施における注意事項

- (1) 委託業務実施に当たっては、適宜、福島県と協議し進めること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、福島県と協議すること。
- (3) 本委託の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに福島県担当者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。
- (4) その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、福島県担当者と協議し、その指示に従うこと。

7 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら福島県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (3) 本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度、福島県と協議の上、定めることとする。

その他、本仕様書に記載のない細部については、福島県担当者と協議の上、その指示に従うものとする。